

都市計画運用指針改正案（新旧対照表）

(IV—2—1. D. 19 歴史的風土特別保存地区等)

改正案	現行
<p>D. 19 歴史的風土特別保存地区等</p> <p>1. 略</p> <p>2. 歴史的風土特別保存地区</p> <p>(1) 標識の設置</p> <p><u>特別保存地区に関する都市計画が定められたときは、歴史的風土の保存を適正に行うために、当該区域が行為制限が課されている区域であることを周知する必要があることから、古都保存法第6条第2項の規定に基づき、府県は、その区域が特別保存地区である旨を明示することとされている。</u></p> <p><u>明示に当たっては、当該区域内に標識を設置する方法のほか、例えば、インターネットの利用等、府県が地域の実情に応じて適切と考えられる方法で行うことが可能である。この場合、その区域が特別保存地区であることを第三者が容易に認識できるように留意すべきである。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3. 略</p>	<p>1. 略</p> <p>2. 歴史的風土特別保存地区</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3. 略</p>